

## 第2章 律令国家の形成 e, 民衆の負担(2)(教p36~37・図48)

律令国家では、民衆は戸主を代表者とする戸([1 郷戸])に所属する形で戸籍・[2 計帳]に登録され、50戸で1里が構成されるように[3 里]が編成された。この戸を単位として戸籍は[4 6]年ごとに作成され、それにもとづいて[5 6]歳以上の男女に一定額の[6 口分田]があたえられた。口分田は売買できず、死後、回収された([7 班田収授法])。

④[8 班田収授]法…戸籍にもとづいて、[9 6]歳以上の男女に一定の広さの[10 口分田]を与える。死亡すれば収公される

土地の広さ=男子[11 2]反、女子=男子の[12 2/3]、奴婢=良民の[13 1/3]  
家屋や[14 家の周辺]の土地については私有が許される

便宜を図るため[15 条里]制を設け土地を整然と区画する。

口分田以外の土地

上級官人には[(ア) 位田][(イ) 職田]などが支給

→多くは課税対象([(ウ) 輸租田])、子孫に伝えられるものもある

有力寺社には[(エ) 寺田][(オ) 神田]の所有が認められる→非課税([(カ) 非輸租田])

民衆の屋敷と、屋敷周辺の土地(園宅地)

民衆には租・調・庸・[16 雑徭]などの負担が課せられた。租は[17 口分田]などの収穫から3%程度の稲をおさめるもので、おもに諸国において貯蔵された。[18 調・庸]は、絹・布・糸や各地の特産物を中央政府におさめるもので、おもに[19 成人男子](正丁)に課せられ、それらを都まで運ぶ[20 運脚]の義務があった。雑徭は、国司の命令によって水利工事や国府の雑用に年間60日を限度に奉仕する[21 労役]であった。このほか、国家が春に稲を貸し付け、秋の収穫時に高い利息とともに徴収する[22 (公)出挙]もあった。

⑤税制と労役

・[23 租]…収穫の約[24 3]%(1段につき2束2把)の[25 稲]を[26 地方]の官庁へ収める。

・調・庸…[27 絹]、[28 布]、糸や海産物など各地の[29 特産物]を[30 中央]へ収める。

・[31 庸]は本来は年10日間の都での[32 労働](歳役)→布や米で代用

・対象は成人男子(正丁)、運脚=33 都への運搬も農民の負担

・[34 雑徭]…[35 国司]の命令で国内の仕事や雑用に使役する。年[36 60]日以下

・公出挙…国家が農民に稲を[37 貸付]、収穫時に利息([38 利稲])をつけ返す。  
のち租税と一体化。(※有力者によるものも存在=[39 私出挙])

兵役は、成人男性[40 3~4]人に1人の割で兵士が徴発され、兵士は諸国の軍団で訓練を受けた。一部は宮城の警備にあたる[41 衛士]となったり、九州の沿岸を守る[42 防人]となった。兵士の武器や食料も[43 自弁]が原則であり、家族内の有力な労働力をとられることから、民衆には大きな負担であった。

身分制度は、[44 良民]と賤民に分けられ、賤民には官有の陵戸・官戸・公奴婢(官奴婢)と、私有の家人・私奴婢の五種類([45 五色の賤])があった。

⑥兵役…成年男子(正丁)を一定の割合で兵士に徴発。費用は[46 自己負担]。

[47 軍団]に配属され訓練を受ける

→一部は[48 衛士](宮城や都の警備)[49 防人](北九州沿岸の警備)

↓

軍事警察…京には五[50 衛府]、諸国には[51 軍団]、九州には[52 防人]を配置

⑦身分制度…[53 良民]と賤民の区別がある

良民・貴族・官人・一般民衆、品部・雑戸([54 特殊技能]をもつ人々)

賤民(全人口の数%)…[55 五色の賤]=官有と私有の奴隸身分。中心は[56 奴婢]

良民との[57 結婚]は禁止。[58 私奴婢]は売買される。

→中央の大寺院や地方有力豪族は大量の奴婢を所有

→10世紀初頭には崩壊、実質的に解体される。